

令和3年度 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）開催要項 （令和3年度 重度訪問介護従業者養成研修（行動障害支援課程）開催要項）

1. 目的

行動障がい有する者のうち、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すいわゆる「強度行動障がい」有する者に対し、適切な支援を行う支援者の養成を図る。

2. 主催

島根県（実施機関：社会福祉法人島根県社会福祉協議会 島根県福祉人材センター）

3. 期日・会場・定員

会場	期日	開催場所	定員	申込〆切
浜田	7月20日(火)～21日(水)	いわみーる 401 研修室 (浜田市野原町 1826-1)	35名	6月18日 (金)
松江	8月25日(水)～26日(木)	いきいきプラザ島根 403 研修室 (松江市東津田町 1741-3)	40名	

※定員を超過した場合申込書記載事項を基に調整いたします。受講をお断りする場合もありますので予めご了承ください。

4. 受講対象者

- * 障害福祉サービス事業所等において、知的障がい、精神障がいのある児者を支援対象にした業務に従事している者、もしくは今後従事する者。
- * 同一事業所から複数申込の場合は受講申込書に優先順位を記入してください。

5. カリキュラム

別紙「日程表」参照

6. テキスト

当日配布します（受講料に含まれます）。

別途「強度行動障害のある人の『暮らし』を支える」(強度行動障害支援者養成研修テキスト) ¥ 3520 中央法規出版を講師より参考書として推薦します。受講決定通知に同封する書籍申込書により任意で各事業所で購入し、受講生の研修内容の十分な理解にご活用ください。

7. 申込方法・受講決定・受講料

- ①上記の申込〆切までに受講申込書でお申込みください（FAX 可）。
- ②〆切後、概ね 2 週間以内に**受講決定通知・受講料払込票**を発送します。
- ③②に記載された払込期限内に所定の方法で**受講料 3,000 円**をお振込みください。（振込手数料はご負担下さい。）
- ④決定後の受講辞退はご遠慮ください。やむを得ず受講辞退をされる場合は、払込期限内にご連絡いただいた場合に限り受講料を返金いたします。（振込手数料はご負担いただけます。）

8. 修了証書の交付

- ①すべての日程を修了された方には島根県より修了証書が交付されます。
- ②本研修修了者は、受講科目が同一である重度訪問介護従業者養成研修（行動障害支援課程）についても修

了したこととなります。従って、修了証書は2種類（携帯用含めて3枚）を交付します。

※強度行動障害支援者養成研修の実践研修まで修了すると「行動援護従事者養成研修」の修了者とみなされます。

③ 1科目でも、欠席、遅刻、早退等により受講時間数を満たさない場合は、修了証書を交付できません。

また、研修受講態度が著しく不良の場合等※についても修了証書の交付を行わないこともあります。予めご了承ください。

- ※
- ①他の受講者、研修会場に迷惑をかける行為
 - ②研修の円滑な実施を妨げる行為（グループワーク等において消極的な態度も含む）
 - ③研修に参加する者として好ましくない行為（携帯電話の使用、ガムを噛む、研修に関係のない行為を行う、居眠り等）
 - ④研修内容を理解していないと判断される場合

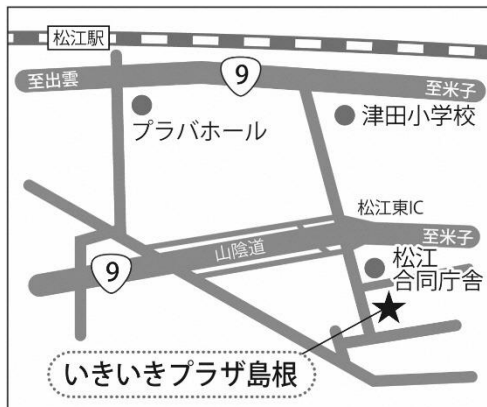
9. その他

- ①昼食は当日 500 円程度で斡旋します。
- ②出欠管理のため、各講義後に出席簿へ自筆署名を頂きます。
- ③会場の室温調整は個別対応できかねます。各自衣服等で調整をお願いします。
- ④研修中の録音・録画はお断りします。
- ⑤駐車場に限りがございますので、できるかぎり公共交通機関をご利用ください。
- ⑥荒天、地震、感染症等やむを得ない事情により研修会を中止する場合、受講申込書に記載された FAX 番号へ一斉にお知らせするとともに、島根県福祉人材センターホームページにも掲載します。当日実施の判断がつかない場合は、まず島根県福祉人材センターのホームページをご確認ください。
- ⑦当日の健康状態によっては、研修をご辞退いただく場合があります。予めご了承ください。
- ⑧感染症対策として必ずマスク着用の上ご参加ください。またグループワークの際にフェイスシールド等の着用をして頂くことがあります。
- ⑨研修受講に際して配慮が必要な方は、受講申込時にご相談ください。

10. 会場アクセス

【松江会場】

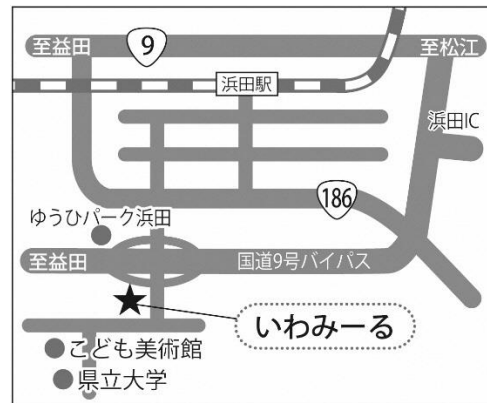
いきいきプラザ島根（松江市東津田町 1741-3）



JR 松江駅より南循環線外回りバス
「県合同庁舎前」下車（所要時間約 20 分）

【浜田会場】

いわみーる（浜田市野原町 1826-1）



JR 浜田駅より県立大学行または大学循環線バス
「いわみーる」下車（所要時間約 15 分）

11. 問合せ先

社会福祉法人島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター） 担当/原

〒690-0011 松江市東津田町 1741 番地 3 いきいきプラザ島根 2F

TEL 0852-32-5975 FAX 0852-32-5956 URL <https://www.shimane-fjc.com/>

受講申込の際に頂く個人情報は、研修の受講名簿等の作成、各種資料の送付、修了証書送付等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行います。